

国家質検総局「企業へのより良いサービス 提供に関する若干の措置」

2008年9月23日公布

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

国家質検総局「企業へのより良いサービス提供に関する若干の措置」

9月1日、国家質検総局は、「企業へのより良いサービス提供に関する若干の措置」を发表し、「職責履行、サービス先行」の原則に従って十五条の企業向けサービスの具体的措置を約束した。

この十五条の措置は以下のとおり：

1. 行政の審査許可が必要なすべての企業に対し、「職責履行、サービス先行」を必ず実行する。関係質検機関は正式な審査手順に入る前に、関係企業に対し無償で先行サービスを行い、これを審査以前の条件とする。

2. 生産許可証の諮問サービスを企業に無償で提供し、企業が必要とする検査測定技術人員のトレーニングを行う。製品の品質監督、抜き取り検査については、企業から検査費用を徴収しない。「産品質量監督抽查実施規範」を厳格に執行し、サンプルの数は検査のための必要数および抜き取り検査規範に定められた数量を超えてはならないこととする。

3. 輸出用農産物の検査検疫に関わる費用の減免政策を引き続き執行する。法廷検査目録に記載されている輸出用家畜、家禽、水生動物および検疫免除農産物については、検査検疫費用を全額免除し、その他の輸出用農産品については、検査検疫費用を半減する。

4. 輸出用商品の抜き取り検査の頻度を減少させる。一類工業製品の輸出企業に対する型式試験検査の頻度を減らし、そのうち条件を満たしている企業については、企業が発行した検査測定報告を認可する。

5. 特殊な設備を用いたリスクに基づいた検査方法を徐々に推進していき、安全が保障された前提のもと、検査プログラムを改善し、また、検査周期を合理的に確定し、企業の運用管理コストを引き下げる。

6. 条件を満たした企業の海外での登記を推薦し、海外で通関が妨げられるといった問題を解決する。良好な農業規範認証業務を強力に推進し、毎年200前後の農業事業所が試験的な認証業務を展開することを推進する。我が国の主力である特色農産物および電機製品などの輸出をさらに拡大していく。

7. 輸出入貨物の検査検疫の直通ルートを実施する。直通の条件を緩和し、規定条件を

満たした輸出入貨物については、これまで内地と港で二度の申告（証明書の交換を含む）および二度の検査検疫が必要であったが、これを一度の申告および一度の検査検疫に変更した。定められた伝染病発生地域以外のすべての地区で、輸入コンテナに搭載された貨物は、一律目的地まで運ばれ、そこで検査検疫処理を実施する。

8. 地方政府と積極的に協力し、主要輸出地区に「出口食品質量安全示範区」を設ける。示範区にて生産された輸出食品に対して抜き取り検査の実施、検査項目の減少、通関の便宜を図るなどの優遇措置をとる。

9. 輸出企業の検査免除に力を入れ、品質管理が適切で、製品の品質安全が保証される生産企業およびその製品に対しては検査を免除する。

10. 長年にわたり品質保証システムが有効に運営されており、製品の品質が安定し、品質不良の記録のない特殊設備の生産企業は、行政許可の再審査において、簡素化または鑑定審議を免除する。

11. 生産許可証を取得した企業に対して、定期訪問、情報通達などの方式を採用し、企業が国家の基準や細則の実施についての動態情報を適時に入手できるようにする。

12. 国家技術標準情報資源サービスプラットフォームの設立に力を入れ、国家基準、業界基準、地方基準、企業基準、国際基準および主要貿易国家の基準情報資源を整合し、最適化することで、企業に全面的な検索サービスを提供する。

13. 「産品質量国家免検実施規範」および、企業の国家への検査免除申告細則を公開し、国家の検査免除作業予定を公開、また、申告企業に対して審査進捗を告知し、審査結果を公示する。

14. 企業が提出した国家基準申請を優先的に審査決定する。基準の立案、起草段階、論証、審査および批准発布の全過程において、十分に企業の意見を取り入れ、尊重する。

15. 技術専門家サービスチームを組織し、企業に対して深く入り込んだ省エネルギーサービスを展開し、新技術、新設計を普及させる。また企業に対し計量管理評価サービス、総合検査サービスを展開する。計量管理システムを無償で構築し、コンサルティングサービスを行う。高エネルギー消費の特殊設備の生産および使用に際し、企業が省エネルギーを実現するための管理および技術サービスを提供する。同時に、企業の求めに応じて専門のサービスチームを組織し、品質管理、検査検疫、基準、認証などの企業に深く入り込ん

だサービス業務を展開する。

質権総局はこのたび、科学発展計画を徹底的に実行に移すため、また、経済の穏やかで比較的迅速な発展のために新たに貢献すべく、これらの 15 条の措置を発表した。総局は質権部門の各級に対し、監督管理方法をさらに変えていき、監督管理をサービスの中に位置づけて、企業の良好かつ迅速な発展の求めに応じ、誠実に企業へのサービスに取り組む必要があると伝えた。これらの措置を実施することは、企業の手続きを簡素化し、有用な情報を適時に取得する手助けとなり、政策、技術などのさまざまな面における援助となる。多くの輸出入企業はこれらの措置を通じて通関速度の向上や企業コストの低減がはかれる。国家質権総局はこれからも各項のサービス措置を長期にわたり維持していく。

以上